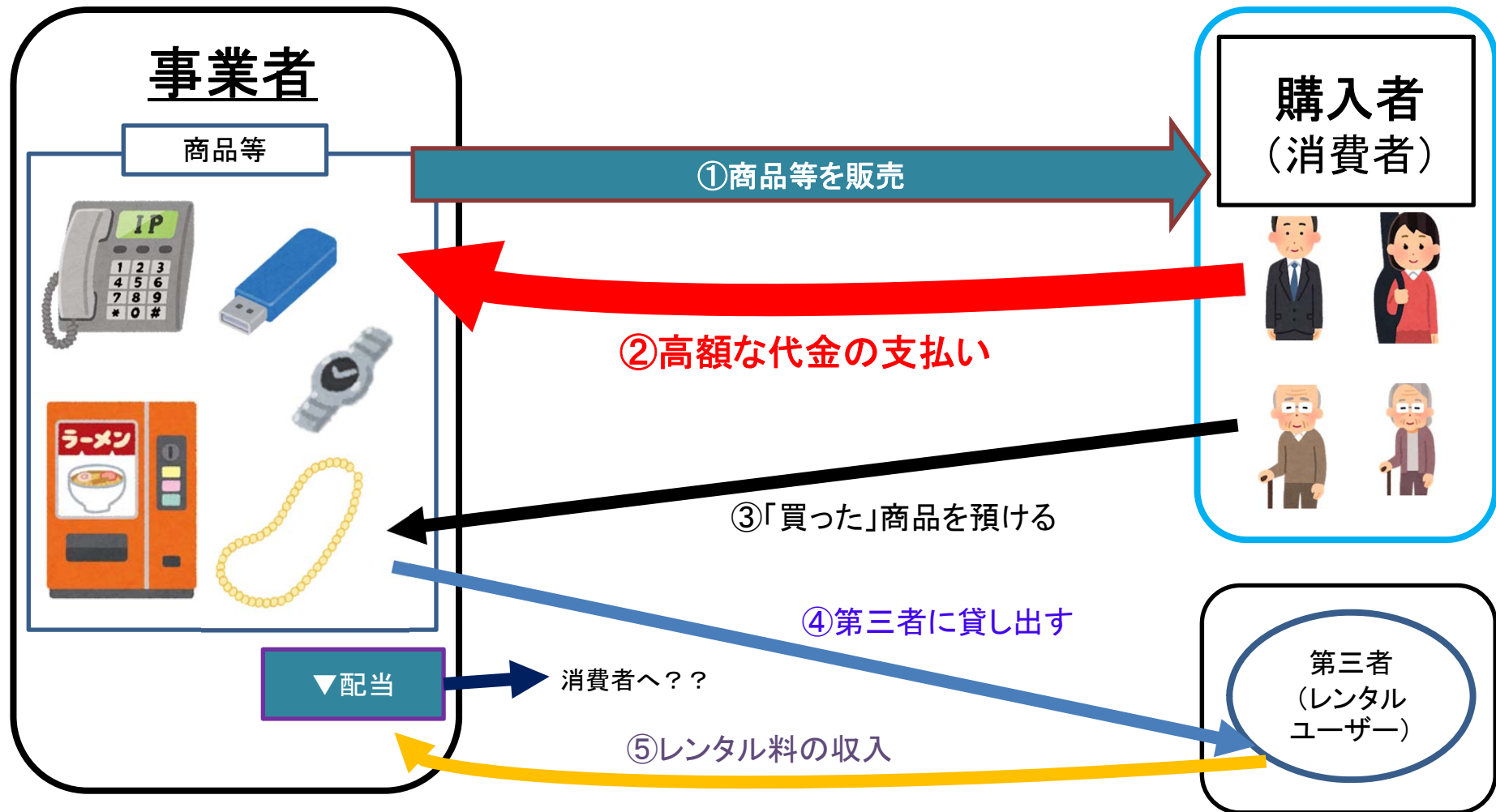


販売を伴う預託取引などの現状について

令和2年5月19日
事務局

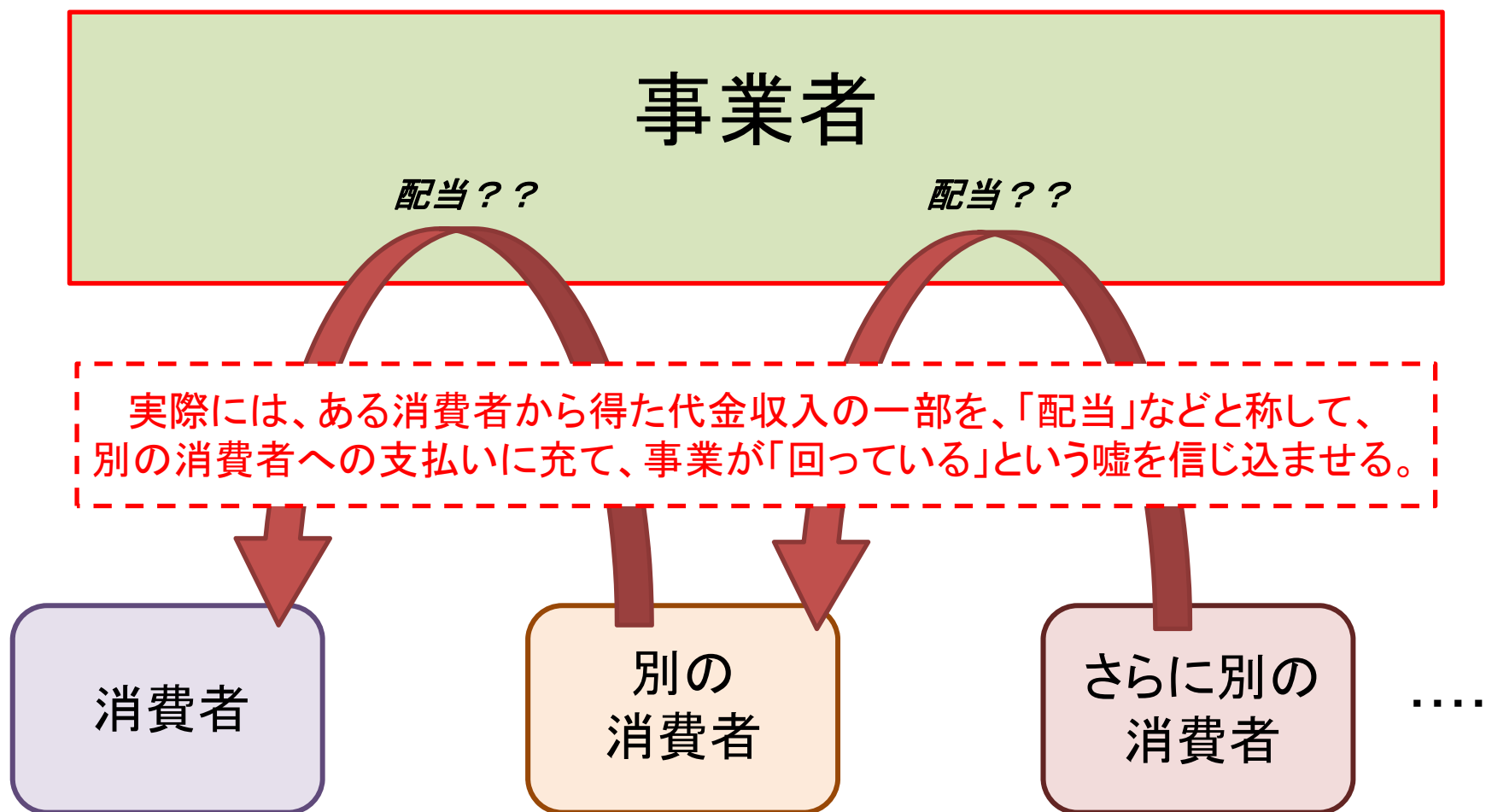
1 いわゆる「販売預託商法」と称されるものの手口の例(1)



➡ 実際には、消費者が購入して預かったとされる商品が実は存在していない(著しく少ない)ことや、預かった商品の運用先が実は存在しない(著しく少ない)といったケースが多い。

＝預託法に、例えば出資法を参考にした消費者保護に資する規定を導入することを検討すべきではないか。

1 いわゆる「販売預託商法」と称されるものの手口の例(2)



→ 別の消費者から得た購入代金の一部を、「配当」と称して、自転車操業的に利益の還元を装う。将来的に破綻が必至であるにもかかわらず、不当な行為を継続し、被害が顕在化しにくい。

＝預託法に、例えば無限連鎖講防止法を参考にした消費者保護に資する規定を導入することを検討すべきではないか。

2 販売を伴う預託取引などの実態(1) 【過去の主な重大事件】

	事件	時期	対象商品	被害者数	被害総額	一人当たりの平均被害金額	スキーム
1	豊田商事事件	1982年～1985年	金地金	約29,000人	約2,000億円	約690万円	訪問販売の方法で金地金を販売するとともに、これを同社が5年間預かって運用し、年10%の運用益を配当。5年後に時価で買い戻すと説明。実際には金地金はほとんど保有していなかった。(契約上は購入物品の預託であるが、金地金は顧客別の特定が不可能。)
2	八葉物流事件	1999年～2001年	健康食品	約40,000人	約500億円	約125万円	マルチ商法の勧誘手法により、購入者が代理店となって健康食品を割引価格で購入するとともに、1割は引渡しを受け、9割は同社に販売委託し、同社が独自の販売ルートで売却することにより販売利益を配当するため、拠出金が2倍になると説明。実際には契約者に引き渡す商品以外は存在しなかった。(契約上は購入物品の預託であるが、健康食品は顧客別の特定が不可能。)
3	近未来通信事件	1999年～2006年	IP電話中継局	約2,000人	約400億円	約2,000万円	国内外に独自のIP電話中継局を設置し、他社の電話網とネットをつないで格安料金でIP通話サービスを展開するとの事業計画により、個人・法人に出資を募り、中継局の通信用サーバーの「オーナー」となれば、電話利用者が支払う利用料から配当が支払われ、2年で資金回収が可能であると説明。実際には2400台以上あるとされた中継局が7～9台しか存在しなかった。(契約上は中継局サーバーのオーナーであるが、顧客別の所有権の特定なし。)
4	ふるさと牧場事件	～2007年	和牛	約5,000人	約200億円	約400万円	和牛を販売するとともに、同社に預け、肥育して成牛を売却することで、元本を保証し高配当を行うと説明(和牛オーナー制度)。実際には契約件数に見合う牛を保有していなかった。(100万円コース、200万円コースといった契約であり、顧客別の牛の所有者の特定なし。)
5	安愚楽牧場事件	1997年～2011年	子牛	約73,000人	約4,200億円	約575万円	子牛を販売するとともに、同社に預け、肥育して成牛を売却することにより利益を配分すると説明(和牛オーナー制度)。実際には約10万頭分のオーナー契約に対し、牛の数は6～7割程度しか存在しなかった。(顧客別の牛の所有者の特定なし。)
6	フラワーライフ事件	2007年～	押し花ブーケ、フラワーアレンジメント	約2,300人	約60億円	約26万円	押し花ブーケ、フラワーアレンジメント等のレンタル商材を顧客に販売するとともに、これを同社が借り上げ、第三者にレンタルすることによりレンタル料を顧客に支払うと説明し、商材を500万円で販売し、月額30万円で借り受ける契約を締結(ビジネスパートナー契約)。しばらくの間は事業を展開しレンタル料が支払われたが、その後破綻。(契約上は購入物品の預託であるが、レンタル商材は顧客別の特定が不可能。)
7	ジャパンライフ事件	～2018年	磁気治療機器	約7,000人	約2,000億円	約2,571万円	磁気治療機器を販売するとともに、これを同社に預け、同社がレンタル事業を展開することによりレンタル料を支払うと説明(レンタルオーナー制度)。消費者庁が2016年12月から2017年12月まで4回にわたり行政処分を行ったが、さらに営業を継続。(契約上は購入物品の預託であるが、磁気治療機器は顧客別の特定が不可能。)
8	ケフィア事業振興会事件	～2018年	干し柿など	約30,000人	約1,000億円	約333万円	買戻特約付売買契約を締結し、一口数万円を出資して形式上消費者が対象商品(干し柿、各種ジュース、ヨーグルトなど)のオーナーとなれば、満期に10%前後の利息を上乗せして当該対象商品を買戻すと説明。実際には、新規で集めた資金を満期が来た商品の支払に充てる自転車操業状態であった。(契約上は買戻特約付売買契約であるが、実態は「販売預託商法」であり、対象商品は顧客別の特定が不可能。)

(出典:消費者委員会「いわゆる「販売預託商法」に関する消費者問題についての調査報告」(令和元年8月))

2 販売を伴う預託取引などの実態(2) 【最近の消費者庁による主な行政処分事案①】

ジャパンライフ株式会社（磁気治療機器の販売を伴う預託取引）

時期と違反法令	処分内容	違反事実
平成28年12月16日 【預託法違反】 【特定商取引法違反】	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>業務停止命令3か月</u> ・預託等取引(預託法) ・連鎖販売取引、訪問販売(特定商取引法) ○ <u>措置命令・指示</u> ・違反行為の原因調査、再発防止策の報告等(預託法、特定商取引法) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 書面の交付・備置き義務違反 ○ 勧誘目的等不明示
平成29年3月16日 【預託法違反】 【特定商取引法違反】	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>業務停止命令9か月</u> ・預託等取引(預託法) ・連鎖販売取引・訪問販売(特定商取引法) ○ <u>措置命令・指示</u> ・正確な商品の保有実態や外部会計監査結果を顧客に通知すること等(預託法、特定商取引法) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重要事実不告知(商品の保有状況) ○ 書面の交付・備置き義務違反(負債の過少計上等)
平成29年11月17日 【特定商取引法違反】	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>取引停止命令1年間</u> ・業務提供誘引販売取引(特定商取引法) ○ <u>指示</u> ・外部監査結果を踏まえた正確な財務状況(大幅な債務超過)等を顧客に通知すること等(特定商取引法) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勧誘目的等不明示 ○ 重要事実不告知(外部監査結果を踏まえた正確な財務状況) ○ 契約書面交付義務違反 ○ 迷惑解除妨害
平成29年12月15日 【預託法違反】 【特定商取引法違反】	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>業務停止命令1年間</u> ・預託等取引(預託法) ・連鎖販売取引(特定商取引法) ○ <u>措置命令・指示</u> ・外部監査結果を踏まえた正確な財務状況等を顧客に通知すること等(預託法、特定商取引法) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勧誘目的等不明示 ○ 重要事実不告知 ○ 契約書面交付義務違反(正確な財務状況) ○ 迷惑解除妨害 ○ 書類の備置き義務違反(負債の過少計上等)

2 販売を伴う預託取引などの実態(2) 【最近の消費者庁による主な行政処分事案②】

WILL株式会社（消費者にUSBメモリを販売した上で借り受け、USBメモリを使った事業で得た収入を消費者に還元すると称して勧誘する取引）

時期と違反法令	処分内容	違反事実
平成30年12月20日 【特定商取引法違反】	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>業務停止命令15か月</u>（連鎖販売取引に係る勧誘、申込受付、契約締結） ○ <u>業務禁止命令15か月</u>（取締役ら6名） ○ <u>指示</u>（商品の正確な販売・賃借個数及び賃貸台数を顧客に通知すること等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重要事実不告知（商品の販売・賃借個数及び賃貸台数等） ○ 勧誘目的等不明示 ○ 契約書面交付義務違反
令和元年7月19日等 【特定商取引法違反】	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>業務停止命令18か月又は24か月</u>（訪問販売に係る勧誘、申込受付、契約締結） ○ <u>業務禁止命令18か月又は24か月</u>（取締役ら7名） ○ <u>指示</u>（違反行為の原因調査、再発防止策の報告等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不実告知

2 販売を伴う預託取引などの実態(3) 【足下の状況】

○ 消費者庁では、販売を伴う預託取引などに対して、主に以下の情報をもとに継続的・重点的に監視・分析を行っており、その実態把握を行っている。

① 消費者、事業者、外部の専門家等からの情報提供や公益通報、当庁が独自に行っている情報収集等に基づく職権探知情報

② 外部の調査機関のリソースを活用した調査（その上で、内部で情報分析内容の継続的なフォローアップを実施）

(参考)平成30年度消費者庁委託調査では、以下の3要素のいずれにも該当する取引について、調査を実施。

ア 顧客が商品(権利を含み、金融商品及び不動産を除く)を一定期間事業者に預け、

イ これによって事業者が顧客に財産的利益を供与することを約束し、

ウ かつ、一定期間後、商品そのもの、又は代替物(金銭を含む)を返還することを約束する取引(ただし、倉庫業・保管業、信託業を除く。)

③ 全国の消費生活センター等に寄せられた苦情相談 (PIO-NET) の分析等

具体的ケース(1) (現在行っている事業者のみならず、過去行っていたものも含む)

① 事業者が預かった商品を第三者にレンタルするタイプの事業者

商品	概要
大型自動車	<ul style="list-style-type: none">・事業者から消費者向けに大型自動車のレンタル事業の共同運営権を販売。消費者は約100万円で共同運営権を購入すると、原則として大型自動車のレンタル売上の一部を得ることができる。大型自動車の所有者名義は購入者、使用者名義は同社となる。・事業者から消費者が大型自動車を購入し、それを事業会社にレンタルし、その収益を顧客に提供。同社が提案する大型自動車を新規購入した上で、レンタルする形態もある。
電気機器①	事業者から消費者が美容家電を購入し、その消費者が当該事業者に預け、当該事業者は別の事業者へレンタルし、消費者はレンタル料が数年にわたり得られる。
電気機器②	事業者から消費者が家庭用環境衛生機器を購入し、それを当該事業者へレンタルすればレンタル料が得られる。
医療機器	事業者から医療機器を購入するとともに、それを事業者へレンタルし、さらに事業者が医療機関へレンタルすることにより配当が得られる。
娯楽用機器	消費者が娯楽用機器を運用する事業者へ投資をし、事業者がその娯楽用機器を施設に貸し出すことにより、その利益を消費者に配当する。

具体的ケース(2) (現在行っている事業者のみならず、過去行っていたものも含む)

② 事業者が預かった商品を第三者にレンタルする以外(自ら事業に供したりすること)で財産上の利益を得るとする事業者

商品	概要
収納設備	屋内型収納設備のフランチャイズ事業を展開している。物件オーナーとは賃貸借契約を結び、初期費用は数百万円からで10%程度の固定利回りを保証する。物件オーナーに対して土地賃借料を支払う費用があるが、同社からの収益配分によって賄われる。
自動販売機・自動サービス機	消費者は自動販売機・自動サービス機を購入させた上で、事業者が預託を受け、運営管理を行い、売上の一部が預託者に分配される。
エネルギー関連設備	<ul style="list-style-type: none">・エネルギー関連設備を1つ単位で販売した上で購入者から預託を受け、同社の太陽光発電所に設置し、発電事業を運営、電力会社に売電することで売電収入を得る。預託者には賃料として年間固定の賃料が支払われる。レンタル期間が満了すると、あらかじめ設定した金額で同社が自然エネルギー発電機を買い取る。・事業者はエネルギー関連設備を購入させた上で、預託を受け、消費者に利益が配当される。
建物	事業者が所有するホテルの所有権を共有持分に分割して1口約100万円で消費者に販売し、共有持分は購入者の所有名義となり、登記情報も交付される。共有持分は同社が引き続きホテルとして運営、管理修繕は全て同社が行う。購入者には賃料として投資額の一部が支払われる。
果樹等①	同社の運営する果樹園を小区画に分け、1区画単位で、当該区画に実った果実を収穫する権利を販売する「果樹オーナー制度」を展開。果樹の栽培は全て同社が行う。
果樹等②	1年間原木のオーナーになる権利を販売。収穫までの間は生産体験、料理体験といったオーナー限定イベントがあり、収穫シーズンになると原木からの収穫物がオーナーに送られてくる。

具体的ケース(3) (現在行っている事業者のみならず、過去行っていたものも含む)

③ その他

商品	概要
飲料	飲料を販売した上で、貯蔵庫で保管するサービスを提供。当該飲料は同社の売買サイトを通じて消費者に売却することもできる。売却時には所有者の名義だけの変更となり、飲料は貯蔵庫に保管されたままとなる。
その他の物品	市場で取引される物品などを販売した上で、預かり、価格の連動に応じ消費者の求めに応じ売買を行うもの。

(参考)販売を伴わない消費者の物品を預けるビジネスの例(プラットフォーム事業者が提供するCtoC取引など)

- 消費者が所有する高級衣類の情報を、消費者間で貸し借りを仲介する事業者に登録した上で、衣類の実物を送付、当該事業者によるチェックが行われた後、他の消費者にレンタルされる。衣類の所有者(衣類を貸し出した人)がレンタル価格を設定でき、レンタル料が支払われる。
- 自動車の個人間で貸し借りできるシェアリング・サービス。所有者がもともと所有する自動車をプラットフォーム事業者に登録し、利用者が所有者にリクエストを送る。所有者が承認するかどうかを選択し、承認した場合、利用者との間で共同使用契約が締結される。

➡ 預託の対象となる物品等の消費者への「販売」という行為がないため、詐欺的な事業者が高額の代金収入を獲得する機会がなく、悪質な詐欺的行為が生じにくい。

2 販売を伴う預託取引などの現状(4) 【足下の状況】

- 上記のとおり、販売を伴う預託取引などに係る活動実態が一定程度認められたものは以下のとおり。
 - ① 事業者が預かった商品を第三者にレンタルするタイプの事業者
→ 20社程度
(注：プラットフォーム事業者が提供する取引については、CtoC取引である場合や預託行為を伴わない場合があるため、含めていない。)
 - ② 事業者が預かった商品を第三者にレンタルする以外（自ら事業に供したりすること）で財産上の利益を供与する事業者
→ 20社程度
 - ③ その他 → 10社程度

2 販売を伴う預託取引などの現状(5) 【足下の状況】

○ ただし、外部の調査機関のリソースを活用した調査において把握した時点（2018年12月）から現在までの間に、職権探知情報等も加味した上で、より深掘りした監視・調査分析を行った結果、

①事業の大宗が消費者向けのものではなく、消費者取引としての色彩がほとんど無くなっているものや、

②事業を撤退したり、休止した事業者もいること

を勘案し、そうした事業者を除いた上で、

③今後新たに販売を伴う預託取引に係る事業を始めることを企図している事業者に係る情報

も幅広く含めると、現時点で把握している事業者は40社程度となっている。